

# 令和5年度 消費者行政事業概要

—資料編 令和4年度消費生活相談年報—



## 川崎市



## はじめに

川崎市長

福田 紀彦



近年、消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。新しい商品やサービスが登場し、私たちの生活は便利で豊かになる一方、消費生活に関する問題は高度で複雑化してきています。

加えて、成年年齢が引き下げられたため、若者の消費者被害の増加が懸念され、今まで以上に、若者も含め市民一人ひとりの慎重かつ堅実な消費者意識が求められています。

こうした状況に対応するため、本市では、消費者の主体的な意思決定の支援を図り、消費生活の安全・安心や消費者トラブルの防止に向けた施策の推進のため「消費者行政推進計画」を策定しています。令和5年3月に策定した計画では、①若年者から高齢者までのライフステージに応じた消費者教育の推進、②消費生活相談機能の更なる充実、③SDGsに貢献する消費者等を育てる消費者教育の推進の3つを主な施策の方向性として内容の充実を図るものとなっております。

また、毎年、事業の実施状況や実績評価を把握するとともに、適宜事業の見直しを行い、効果的な事業計画及び有効な消費者教育の推進を図るため、「消費者行政事業概要」を作成しております。

今後も、市民の皆様が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活相談体制の一層の充実と啓発活動の強化を進めながら、「対話」と「現場主義」の実践のもと、「全ては市民のために」を基本に、消費者施策の一つひとつに全力で取り組み、将来にわたって持続的に消費者行政を力強く推進してまいりますので、今後とも御理解、御協力をお願いいたします。

令和5年7月

◆ 事業概要及び実績等について…………… 1	◆ 令和4年度の実績……………29
◆ 消費者行政の施策体系…………… 2	I 安全の確保……………30
	1 商品等・サービスの安全性確保
◆ 令和5年度の事業概要…………… 4	2 食の安全性確保
I 安全の確保…………… 5	3 監視指導
1 商品・サービスの安全性確保	4 商品廃棄に係る汚染防止
2 食の安全性確保	5 放射性物質に対する安全性確保
3 監視指導	
4 商品廃棄に係る汚染防止	II 表示、計量等の適正化及び不適正な
5 放射性物質に対する安全性確保	取引行為の禁止……………35
	1 表示・包装の適正化
II 表示、計量等の適正化及び不適正な	2 計量の適正化
取引行為の禁止……………10	3 不適正な取引行為の禁止
1 表示・包装の適正化	
2 計量の適正化	III 生活必需物資の確保及び価格の安定……………38
3 不適正な取引行為の禁止	1 生活必需物資の確保及び価格の安定
	2 災害緊急対策
III 生活必需物資の確保及び価格の安定……………12	
1 生活必需物資の確保及び価格の安定	IV 苦情の処理及び被害の救済……………40
2 災害緊急対策	1 消費生活相談機能の充実
	2 被害の救済
IV 苦情の処理及び被害の救済……………14	
1 消費生活相談機能の充実	V 消費者市民社会の形成に向けた
2 被害の救済	消費者教育の推進……………42
	1 市民に向けた効果的な情報発信
V 消費者市民社会の形成に向けた	2 様々な場やライフステージに応じた
消費者教育の推進……………17	消費者教育・啓発の推進
1 市民に向けた効果的な情報発信	3 地域の消費者教育の担い手の育成
2 様々な場やライフステージに応じた	及び多様な主体間の連携
消費者教育・啓発の推進	
3 地域の消費者教育の担い手の育成	VI 消費者支援協定……………55
及び多様な主体間の連携	1 消費者支援協定の締結
	2 消費者行政の円滑な推進
VI 消費者支援協定……………27	
1 消費者支援協定の締結	VII 施策推進のための行政体制の充実……………56
	1 消費者意見の反映
VII 施策推進のための行政体制の充実……………28	2 消費者行政の円滑な推進
1 消費者意見の反映	
2 消費者行政の円滑な推進	◆ 消費者行政推進計画の成果指標……………58
	◆ 資料編 令和4年度消費生活相談年報……………59